

Tobu通信

鳥取県教育委員会事務局
東部教育局
 〒680-0061鳥取市立川町6丁目176
 東教発 H25.9.3 No.121
<http://www.pref.tottori.lg.jp/t-kyoiku/>



学ぶ意欲を高めるために

鳥取市立西中学校

西中学校区では、「少人数学級を活かす学びと指導の創造事業」の指定を受け、「学ぶ意欲を高め、思考力・表現力を伸ばす授業づくり」に取り組んでいます。

西中学校では、このテーマに向けて「学びの振り返り（振り返りカードの活用）」を全教科・全学年で進めています。学校の取組のもう一つの柱でもある「仲間づくり」との相乗効果により、教師の姿勢と授業、そして生徒の姿が変わってきています。

全教科で行っている「学びの振り返り」

教科の特性に応じて工夫されている「振り返りカード」

■振り返りカードの工夫

- 本時のめあてと振り返りを記入
- 聞く・話すレベル等の自己評価を記入

◆教師の意識の高まり

- ◇めあてを示した見通しのもてる授業を行う
- ◇生徒の振り返りを次時の授業づくりに活かす

◆生徒への効果

- ◇めあてを意識して学習に向かうことができる
- ◇めあてをもとに、学習を振り返ることができる
- ◇毎時間の記入で、学習の積み上げが確認できる
- ◇「聞く・話す」に関して、その態度と内容の向上を意識することができる

社会

体育

理科

国語

態度と内容が意識できる
「聞く・話すレベル表」
 (全ての教室に掲示)

仲間とのつながりを感じる「学級掲示」

生徒が生き生き「仲間づくりの取組」

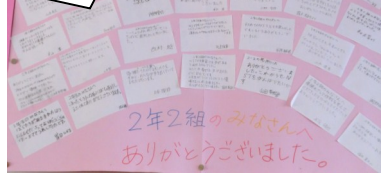
■いつも生徒が主体

- 縦割り生徒会行事 (NST) の導入
 - 生徒の動きが見える学級掲示の工夫
 - 生徒会活動や部活動などでの生徒のがんばりを学校掲示で発信
- 1年生から2年生への感謝のこぼれ



生徒が、授業に積極的に参加し「聞く・話す」のレベルの高まりを感じるとともに、仲間とのつながりに充実感をもつようになった。

「振り返りカード」の活用により、学びの方向や見通し、学びの積み上げが明確となり、その実感とともに一人一人の学習が連続していきます。また、振り返りを通じて、次時への学習意欲の向上を図ることも可能となります。そこに、仲間とのつながりがあれば学ぶ意欲はますます高まります。



心の力

局長 久岡賀代子

人は、心の持ち方でその生き方も百八十度変わります。心にはとても大きな力があります。友人があるとき紹介してくれた東井義雄氏の詩『心のスイッチ』を読んだとき、「全ての子どもたちの心を奮い立たせるスイッチを入れるのは私たち教師の役目。そんな素晴らしい仕事に臨みたい。」と感じました。

「最近の子どもたちは・・・」という大人の言葉をよく耳にします。しかし、子どもたちは一人で大きくなったわけではないのです。私たち大人が正しい道標になり、温かく、力強く押しやることも必要なのです。

子どもたちの心が苦難を乗り越えられ、前を向いて歩いていけるように、そして、教室が明るく、どの子も笑顔いっぱいになることを教育に携わる者の一人として、いつも願っています。

心のスイッチ

東井義雄

人間の目は ふしぎな目
 見ようという心がなかつたら
 見えても見えない
 人間の耳は ふしぎな耳
 聞こうという心がなかつたら
 聞いていても 聞こえない

頭も そうだ
 はじめからよい頭 わるい頭の区別が
 あるのではないようだ
 「よし やるぞ!」と
 心のスイッチがはいると
 頭も
 すばらしい はたらきを しはじめる

心のスイッチが 人間を
 つまらなくもし すばらしくもしていく
 電灯のスイッチが 暗くもするよう
 家の中を明るくもし

※一部省略

社会教育コーナー

「子どもたちのスマホ・ネット最新事情から考える」 ～鳥取県ケータイ・インターネット教育推進員研修会より～

現在、急速に普及しているスマートフォン。メディア依存が社会問題となり、深刻な事件も発生しています。県内でも、ケータイ・インターネット教育推進研修会の依頼件数が昨年度に比べて急増しています。スマホ・ネットの最新事情とともに、学校でできることを紹介します。

インターネットへの接続手段は、パソコンやケータイ、スマホだけではない

- ・携帯型音楽プレイヤーや通信可能なゲーム機器でもインターネットに接続することができる。
- ※携帯型音楽プレイヤーや携帯型ゲームを購入する際、保護者は純粋に「音楽プレイヤー」や「ゲーム機器」と考えているが、子どもはそれらに加えて「人とつながるツール」と考えている。
- ※スマホとともに街中、家庭に「Wi-Fi（無線LAN）」が普及し、どこでもネットにつながってしまう。また、手軽に利用できる「SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）」や「コミュニケーションツール」のアプリ（アプリケーションソフト）が開発され、子どもたちの利用も急激に増加している。

「コミュニケーションツール」 に潜む『キケン』

- ・依存状態になり、睡眠不足や体調不良を起こす。
- ・数百人の友だちと24時間つながっていることが、実は大きなストレスになる。
- ・短い言葉での手軽なやりとりが誤解を生み、人間関係のトラブルに発展したり、深刻化したりする。
- ・個人情報にかかわる守秘性の高い画像や動画、メッセージなどを安易にインターネット上に流してしまう。

トラブルや依存を起こさないために ～教師としてのアプローチのポイント例～

- ・家庭で機器の利用終了時刻を決め、子どもが時刻を守ると同時に、保護者にも強制的にストップしてもらう（電源を切ってもらう）ように働きかける。
※機器の電源が入っていない時間は子どものための「安全地帯」になる。
- ・相手に対する批判は書かない。言いにくいことは直接会って話す。せめて、電話で話す。
- ・インターネット上のやりとりが悪い雰囲気になったら勇気を出して断る。やめる。
- ・送信する前に考える。
※インターネット上に残した情報は、残した本人が削除しても完全に削除できない可能性が高い。何十年もデータが残ることもあり、一時の過ちで自分の将来を台無しにする可能性さえある。



講師：古野 陽一 氏（NPO法人 子どもとメディア 専務理事）からのメッセージ

機器の操作方法などは、大人よりも子どもの方が長けている場合が多い。大人が機器の操作について、「これってどう使うの？」と尋ねることで、子どもは心を開いてあれこれ教えてくれる。子どもとのやりとりの中でその子の課題を把握し、インターネットのルールやマナー、責任の重さなどを教えながら、危険から自分の身を守る力を身につけさせてほしい。

学校での情報モラル教育が非常に重要になっています。今回は最新事情の一部を紹介しましたが、コミュニケーションツールを利用する以上、その弊害は避けて通ることはできません。子どもにとっても、便利で魅力的なものですが、利用すれば誰にだってトラブルに遭う可能性があるわけです。

子どもたちの健康と安全を守るために私たちにできることは、情報モラル教育はもちろんのこと、「人との対話の力」や「困難に立ち向かう力」、「文章で気持ちを伝える力」などの『人とかかわる力』（社会性）を日々の学習や学級経営によって育んでいくことです。

ケータイやネットに関する保護者、職員研修で活用できる資料提供先を東部教育局・社会教育のリンク集に掲載しますのでご利用ください。鳥取県教育委員会事務局 家庭・地域教育課 <http://www.pref.tottori.lg.jp/media/>
NPO法人こども未来ネットワーク <http://kodomomirai.kirara.st/mediast/>（サイト内にリンクリストがあります）

学事コーナー 信頼回復と不祥事根絶のために！ ～具体的な場面で、話し合う事例研修を～

先日、新聞紙上に「止まらぬ教職員不祥事！」と大きく取り上げられました。とても遺憾なことです。鳥取県教育委員会では、度重なる教職員の不祥事に対して、昨年11月には鳥取県教育長が緊急アピールを出し、今年7月にも臨時県立校長会を開催するなどして対策を強化してきました。しかし、本年度の懲戒処分は県全体ですでに5件（8月末現在）であり、教職員の懲戒処分が最も多かった昨年度（12件）の同時期を上回っている状況です。東部地区の小中学校では、昨年度3件の懲戒処分がありました。今年4月の東部地区小中学校の校長会では、教職員の服務規律保持の徹底に努めていただくとともに、コンプライアンス（法令遵守）に関する研修を各学校で計画的に開催していただくようお願いしているところです。

教職員の不祥事（非違行為）の処分で、毎年のようにあるのは「飲酒運転」「交通事故・違反」などの車の運転に関する処分です。「飲酒運転」は教職員の信頼を著しく損ねる行為であり、重い懲戒処分が科せられます。「交通事故・違反」は、被害者に大きな損害を与え、職員本人の生活も崩壊しかねません。また公務員全体の信頼も損なわれます。教職員が、日頃の習慣づくりや意識の向上を図るためにも、具体的な場面での例を挙げ、各自が体験談や対処策を出し合う研修がとても重要です。

以下は、「交通事故・違反」に関する研修の一例です。各学校で校内研修をぜひ開催してみましよう。

校内研修をしてみましよう

事案の概要Ⅰ（交通死亡事故）

A教諭は、振替休日の午後5時30分頃に自動車を運転して学校に向かっていた。夕方で暗くなり、また小雨のため前方の見通しがよくない市道において、ヘッドライトを点け時速約40kmで進行していたところ、前方の注意を怠り、手押車を押して車道を同方向に歩いていた高齢者（女性）に気づくのが遅れ、急ブレーキをかけたが間に合わず、この女性を後方からはねた。救急車を呼び、近くの病院へ連れて行ったところ、事故直後は意識もはっきりしており、外傷もなかったが、約1時間半後に死亡した。A教諭は、業務上過失致死で起訴され、罰金25万円の略式命令を受けた。

【処分の内容】

- ・本人：停職1月（刑法第211条：業務上過失致死）（地方公務員法第33条：信用失墜行為の禁止）
- ・管理監督者：訓告

【事件への対応・影響等】

- ・処分発表後、新聞報道がなされた。

★類似事案の発生防止に向けて

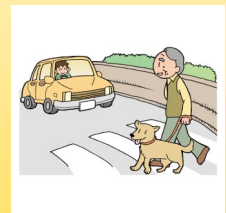
【研修の観点】

- ・運転中の危険予測、危険回避のために留意すべき点は何か。
- ・特に、夜間、雨中など視界不良の場合の運転の際に気をつけることは何か。
- ・人身事故が発生したときにとるべき対応は何か。
特にお年寄りの場合に注意すべきことは何か。
- ・職場では、交通事故を防止する雰囲気をごどのように作ればいいのか。

【防止のためのチェックポイント】

- ・交通事故が引き起こす悲惨な結果について十分認識しているか。
- ・運転者に課せられた業務上の義務について理解しているか。
- ・交通事故が人体（特に高齢者）に与える影響について十分な知識を持っているか。

※他にも確認すべき点がないか検討してみましよう。



事案の概要Ⅱ（最高速度違反）

次の表1は、東部教育局が把握している平成24年度の東部地区小中学校における教職員の最高速度違反の数です。表2は、その内の3件についての内容を表したものです。

超過速度	30km未満	30～50km	50km以上	合計
件数	10件	2件	1件	13件

	超過速度	場所	時間帯	状況
①	22km超	県内	午前9時頃	通勤時
②	33km超	県外	午前9時頃	私用中
③	高速道24km超	県外	午前11時頃	私用中



★類似事案の発生防止に向けて

【研修の観点】

- ・最高速度違反をした場合、どのような処分になるのか。
- ・最高速度違反はどのような（場所・時間帯・状況・・・）で起きやすいと思うか。
- ・最高速度違反をなくすため、学校としてどのような対処策が考えられるか。



関係法令等

○刑法（業務上過失致死傷等）

第211条 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁固又は100万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

2 自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、7年以下の懲役若しくは禁固又は100万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

○地方公務員法（信用失墜行為の禁止）

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

○懲戒処分等の指針（鳥取県）

5 交通事故・交通法規違反関係

(5) その他の交通事故

交通事故を起こした教職員（上記（1）から（4）の教職員を除く。）は、次の処分を行うものとする。

ア 相手方を死にいたらしめた教職員は、免職、停職又は減給とする。

イ 相手方に著しい後遺症を伴う傷害を与えた教職員は、停職、減給又は戒告とする。

ウ ア又はイに至らない人身事故を起こした教職員又は物損事故を起こした教職員は、減給、戒告又は文書訓告とする。

エ 軽微な事故を起こした教職員（教職員の過失割合が相手方より低い場合は除く。）は、文書訓告又は所属長からの口頭嚴重注意とする。

○懲戒処分等の指針（鳥取県）

5 交通事故・交通法規違反関係

(4) 最高速度違反

道路交通法第22条の規定に違反し、最高速度違反をした教職員は、次の処分を行うものとする。

交通事故	最高速度違反の内容	免職	停職	減給	戒告	訓告	注意
伴う	①相手方を死にいたらしめ、又は相手方に著しい後遺症を伴う傷害を与えた場合	○	○	○			
	②①に至らない人身事故を起こした又は物損事故を起こした場合		○	○	○		
	③軽微な事故を起こした場合		○	○	○	○	
伴わない	①時速50km以上の場合			○	○		
	②時速30km（高速道路は時速40km）以上時速50km未満の場合					○	
	当該教職員が管理職職員であって、公用車を運転の場合				○		
	③時速30km（高速道路は時速40km）未満の場合						○